

いじめ問題への基本的な考え方と、組織的対応の流れ

教職員は、いじめの定義を十分に踏まえ、人権侵害であるという認識を持ち、早急かつ適切に対応する。保護者・地域との関わりを深め児童の人権にかかわる問題であることを周知し、予防・早期発見のための連携を図る。また、児童の人権感覚を身に付けさせる指導に努めると共に、いじめを許さない心を育む。

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

基本的な考え方

- いじめられる児童に対し、「いじめは絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。
- いじめられている児童を徹底して守り通す。
- 社会全体が「いじめは絶対に許されない」との認識に立って、学校・家庭・地域社会の連携を推進する。

組織的対応の流れ

教職員による発見・児童又は保護者からの訴え・日常の観察・アンケート・他からの情報提供等

些細なことでも生活指導主任に報告

担任⇒学年主任

生活指導主任

副校長

校長

いじめ対策委員会

《メンバー》

校長、副校長、主幹、生活指導主任、生活指導部、養護教諭 特別支援教育コーディネーター、カウンセラー、スクールサポーター + 該当担任、学年主任 等

※年度当初及びいじめ発生時に召集

報告・共通理解⇒調査方針・分担決定

調査・報告・事実関係の把握

指導方針の決定・指導体制の編成

いじめ解消に向けた指導

- 【いじめられた児童に対して】
- ・安全を確保し、徹底して守り通すことを伝え不安を除去する。
 - ・複数が寄り添い支える体制をつくる。
 - ・自尊感情を高める。

- 【いじめた児童に対して】
- ・自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・必要に応じ、別室での指導、出席停止の措置を講じる。
 - ・児童が抱える問題やストレス等、いじめの背景にも目を向ける。

- 【学級・学年の児童に対して】
- ・いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
 - ・いじめを見たら誰かに知らせる勇気を持ち、行動するよう伝える。

解消

継続指導・経過観察

再発防止・未然防止活動

(道徳等各教科、学級活動、いじめが起きない環境づくり、教職員の研修、実態把握、経過観察)

警察
(少年係)

関係機関

児童相談所
ソーシャルワーカー
子ども家庭支援センター

暴力・恐喝等の
犯罪行為があ
った場合

1 発見

2 情報収集

3 事実確認

4 方針決定

5 対応

6 解消・経過観察

※重大事態(※1)の際は、即日対応！ 管理職及び生活指導主任は、どの段階にあるか常に把握する。

※1 「重大事態」の捉え方、その際の対応は【別表】参照